

食品安全委員会農薬第一専門調査会

第2回会合議事録

1. 日時 令和2年10月15日（木） 15:00～15:42

2. 場所 食品安全委員会 会議室

3. 議事

- (1) 残留農薬に関する食品健康影響評価指針の関係資料の作成について
- (2) その他

4. 出席者

(専門委員)

浅野座長、小野座長代理、小澤専門委員、清家専門委員、中島専門委員、
本間専門委員、松本専門委員、美谷島専門委員

(専門委参考人)

赤池専門委参考人、堀本専門委参考人、増村専門委参考人、與語専門委参考人
(食品安全委員会)

佐藤委員長、川西委員、吉田（緑）委員

(農林水産省)

小林農薬対策室長

(事務局)

小川事務局長、鋤柄事務局次長、近藤評価第一課長、永川課長補佐、横山課長補佐、
中井専門官、塩澤係長、小倉係長、藤井専門職、町野専門職、瀬島専門職

5. 配布資料

資料1 残留農薬に関する食品健康影響評価指針の関係資料の作成について

参考資料 公表文献の取扱いに関する欧米のガイドンス（農薬関連）について

6. 議事内容

○永川課長補佐

では、ただいまから、第2回農薬第一専門調査会を開催いたします。

本日はお足元の悪いところ、先生方にはお忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。

本日は、農薬第一専門調査会の専門委員8名、専門委参考人4名に御出席いただいております。食品安全委員会から3名の委員が出席の予定となっています。

本日は、農林水産省農産安全管理課より、小林農薬対策室長が参加しております。

さて、本年4月以降、オンラインで農薬に関する専門調査会を開催してきましたところですが、9月14日付の食品安全委員会事務局長からの事務連絡にてお知らせましたとおり、10月12日から感染防止策を徹底しながら、対面での専門調査会の開催に戻す運びとなりました。

また、所属組織又は居住若しくは勤務する道府県において、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、東京への移動自粛、居住又は勤務する地域における移動自粛等が定められることにより、登庁による出席ができない旨の文書を提出いただいた専門委員、専門委参考人におかれましては、Web会議システムにより参加していただくこととなります。

対面会議の開催に際しましては、新型コロナウイルス感染症の防止策を事務局としてしっかりと講じていく所存です。

事務局の取組を一部御紹介させていただきますと、現在使用している会議室及び使用器具は事前に消毒させていただいております。皆様には、会議室に入室する際に、検温及び手指の消毒をお願いさせていただきましたが、当然スタッフも同様に検温及び手指の消毒を行っております。皆様に事前にメールで送付しました留意事項、具体的には過去2週間海外に行った者、濃厚感染者、具合の悪い者に該当するスタッフもおりません。会議室を十分換気するとともに、皆様には1メートル以上の間隔を空けて着席いただいております。

新型コロナウイルス感染症予防のため、事務局から参加者の皆様にお願いがございます。

本会議につきましては、フェイスシールド又はマスクの着用をお願いいたします。また、一度会議室を出た場合は、入室前に再度手指の消毒に御協力ををお願いいたします。

最後に、ないことを願っておりますが、調査会開催後2週間以内に新型コロナウイルスに感染した、又は濃厚接触者になった場合は、速やかに事務局まで御連絡を頂戴できましたら幸いです。

それでは、以後の進行は浅野座長にお願いしたいと存じます。

○浅野座長

それでは、議事次第に沿って議事を進めます。

開催通知等で御連絡いたしましたように、本日の会議につきましては公開で行いますので、よろしくお願ひします。

まずは、資料の確認を事務局からお願ひします。

○永川課長補佐

お手元に議事次第、座席表、農薬第一専門調査会専門委員等名簿のほか、

資料1として、「残留農薬に関する食品健康影響評価指針の関係資料の作成について」、

参考資料としまして、「公表文献の取扱いに関する欧米のガイダンス（農薬関連）について」を配付しています。

過不足等ございましたら、事務局までお申しつけください。資料は近日中にホームページに掲載されます。

また、参照資料等につきましては、タブレットで御覧いただけますので御利用ください。

なお、本日はWeb会議システムを利用して参加されている先生方もいらっしゃいますので、そちらの注意事項を3点お伝えいたします。

1つ目は、カメラは基本的にオンにしていただきますよう、お願ひいたします。また、マイクは発言者の音質向上のため、発言しないときはオフにしていただくようお願ひいたします。

2つ目は発言時の内容になりますが、御発言いただく際は、まず、お手元の意思表示カードの「挙手」と記載されたほうをカメラに向けてください。万が一、映像機能が途中で機能しなくなるなどの障害がございましたら、挙手機能を使用して挙手をお願いいたします。なお、途中で挙手機能も映像機能も機能しなくなった場合には、一度退室していただき、再度入室を試みていただきますようお願ひいたします。

次に、座長が先生のお名前をお呼びしましたら、マイクをオンにしていただき、冒頭にお名前を発言いただいた上で御発言を開始いただき、発言の最後には「以上です」と御発言いただき、マイクをオフとする形で御対応願います。

3つ目は接続不良時の内容となります。会議中、通信環境により音声が途切れて聞き取りにくい状況となってしまった場合、カメラ表示を切ることで、比較的安定した通信が可能となる場合がございます。画面下のカメラのボタンをクリックいただくとオンオフができます。それでも状況が変わらず、議論内容が分からぬ状態が続くようでしたら、お手数ですがチャット機能を使用して状況を御連絡ください。予期せず切断されてしまった場合には、再度入室をお試しいただきますようお願ひいたします。

以上、Web会議システムを利用して参加されている先生方への注意事項となります。よろしくお願ひいたします。

○浅野座長

続きまして、事務局から「食品安全委員会における調査審議方法等について（平成15年10月2日食品安全委員会決定）」に基づき、必要となる専門委員の調査審議等への参加に関する事項について報告を行ってください。

○永川課長補佐

それでは、本日の議事に関する専門委員の調査審議等への参加に関する事項について御報告いたします。

本日の議事につきましては、専門委員の先生方から御提出いただきました確認書を確認しましたところ、平成15年10月2日委員会決定に規定する調査審議等に参加しないこととなる事由に該当する専門員はいらっしゃいません。

○浅野座長

先生方、御提出いただいた確認書につきまして、相違はございませんでしょうか。

(「はい」と声あり)

○浅野座長

ありがとうございます。

それでは、残留農薬に関する食品健康影響評価指針の関係資料の作成についてを始めたいと思います。

経緯も含めまして、事務局より説明いただけますでしょうか。

○永川課長補佐

資料1及び参考資料について御説明をさせていただきます。

まず、資料1でございますが、農薬取締法に基づく再評価は登録されている約4,000の剤全てについて約600の有効成分ごと、15年ごとに行われることとなっております。この再評価をきっかけとして、リスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価もそれに対応した規模・頻度で行われる見込みとなっているところです。

また、広く研究が進んでおり、多くの学術論文が公開されている有効成分の場合、当該評価において、多数の公表論文が提出されることも予想されます。

これらのことに対して、効率的、安定的かつ透明性の高い評価を実施するため、残留農薬に関する食品健康影響評価指針を補足するためのより具体的な内容を定めた農薬第一専門調査会決定文書を順次作成することについて御審議をいただきたいと考えております。

具体的には、次の2つの文書の作成を考えております。

まず1つ目でございますが、指針の第5の3、こちらは参考のほうに指針の記載を書いてございますが、この公表文献の取扱いについて、別添の骨子案を基とした文書の作成でございます。

次のページ、1枚めくりましての資料が骨子案となります、この骨子案を御説明させていただく前に、まず諸外国での公表文献の取扱いの状況について御説明させていただきましたら幸いです。

参考資料をお願いいたします。「公表文献の取扱いに関する欧米のガイダンス（農薬関連）について」でございます。

まず、EPA及びEFSAガイダンスの概要のほうからお話させていただきますと、こちらの1.の表でございますが、左のEPAのガイダンスの目的は、ハザード及び用量反応性の評価に利用可能な公表文献の選択及び評価の支援と、公表文献をヒト健康リスク評価に利用する際の科学的判断根拠、データの関連性、妥当性及び信頼性の透明性確保であります、対象としましては、農薬プログラム局の科学者、職員、内容は、公表文献のクリーニング、レビュー及び分類、リスク評価における利用となっておりまして、*in vivo*毒性試験を焦点として作成されています。一般原則は*in vitro*試験にも適用可能なものでございます。こういったものでございまして、文献の関連性や妥当性評価に主眼を置いた評価者向けの

ガイダンスとなっております。

一方、右のEFSAの概要としましては、システムティックレビューの原則に基づく、ドシエに適切な査読済み公表文献の定義であったり、評価に利用可能な公表文献の特定、選択及びバイアスの最小化に係る指針を提供することを目的としておりまして、対象は主に申請者で、ドシエに適切な文献検索及び選択に主眼を置いたものとなっております。

続きまして、2番からになりますが、EPAのガイダンスの具体的な内容について御紹介させていただきます。

まず1つ目のステップとして、公表文献のスクリーニングがございます。

最初のスクリーニングが重要なプロセスとされておりまして、文献検索に当たっては評価者による検索パラメータ及び検索結果の記録が必要とされています。文献が評価対象となり得るかにつきましての最低基準が幾つか設定されておりまして、毒性学的影響の有無が観察されており、その毒性影響は明らかに被験物質のばく露と関連しており、適切な動物種において認められていることであったり、被験物質の情報、投与濃度や量、ばく露期間などが明記されていることであったり、対照群が設定されていることであったり、試験実施場所、供試動物、試験結果の情報が明記されていることであったり、文献は全文記事であり、一般公開文書であり、データの一次情報源であることであったり、認められた毒性影響がヒト健康リスク評価に関連しているといったものが挙げられております。

次に、2つ目として、公表文献のレビュー及び分類のステップがございます。

評価対象となり得る文献について、リスク評価上の実用性から3つのカテゴリーに分類します。1つ目は定量的に使用できる定量的データ、2つ目は“Weight of Evidence”やリスク判定に対して記述的に使用できる定性的データ、3つ目は定量・定性のどちらの使用にも不適切として受け入れられないデータです。

定量的、定性的データの分類はエキスパートジャッジに大きく依存することとされておりまして、定量的データの基準として3つ挙げられております。

1つ目は安全性試験データが最低用量を下回っているということ、2つ目は結果の単位が比較可能であるということ、3つ目として結果とエンドポイント、用量が正確で信頼でき、かつ合理的であるかどうかを実証できる十分な情報があり、再現できる可能性があると判断できる場合とされております。

公表文献の許容性について考慮すべきものとしましては、被験物質の情報であったり、供試動物の情報であったり、1群当たりの動物数、投与量、飼育条件、ばく露条件、対照群の設定、一般状態観察及び剖検、病理組織学的検査、*in vitro*試験の場合にはこちらに記載の追加の情報であったり、統計解析の情報、標準手順又は試験ガイドラインから逸脱、毒性影響と被験物質のばく露の関係、試験手法及び結果の考察の情報の詳細といったものが挙げられております。公表文献が受け入れられないデータに分類され得る要因も挙げられております。

次に3つ目のステップとしまして、リスク評価における公表文献の利用に関する内容で

ございます。

こちらは、定量的、定性的データともその分類根拠を明確かつ透明性をもって評価書に記載する必要がございまして、定性的データの場合は、定量的に利用されなかった理由を示すこととされており、受けられないデータについては原則として評価記録の作成を求められることとされております。

続きまして、EFSAのガイダンスについても御紹介させていただきます。

このガイダンスの中では、査読済み公表文献のみを公表文献として取り扱っておりますが、査読（ピアレビュー）の定義は、独立した有能な専門家によって行われる出版前の原稿に対する批判的な評価を指すこととされております。

具体的なガイダンスのステップを御説明させていただきます。ガイダンスの1つ目のステップとしまして、申請者による公表文献の特定及び選択がございます。こちらは、システムティックレビューの基本原則である「方法論の厳密さ、透明性及び再現性」に基づくプロセスにより構成されております。ドシエ作成に当たっては、公表文献における試験データの評価との関連性/適合性及び信頼性を明確にすることが重要とされております。

具体的なプロセスとしましては、まずaのプロセスとして、レビュー・プロトコルの開発から始まります。ドシエに記載されるべき試験研究は、有効成分・代謝物等のハザード特定、ハザードの特定評価、ばく露評価に関するデータ要求を満たすものであるということ。また、適合性基準を策定して、研究結果の評価との関連性/適合性を確認すること。なお、適合性基準には、極端に制限を設けることなく、信頼性に係る考慮はこの時点では行わないこととされています。

次に、bのプロセスとしまして、公表文献の検索及び結果の報告がございます。ここでは、選択（者）のバイアスと出版バイアスを減らすために、広範な文献検索が行われる必要があるとされております。また申請者は、ジャーナルデータベースなどの情報源を明確化する必要があるとされています。

検索方法につきまして、EFSAは方法を定めておらず、有効成分/代謝物とその同義語のみによる検索か、有効成分/代謝物と、その同義語を対象とするデータ要求・構成要素とを組み合わせた検索かを、ケースバイケースで選択することとなっています。

ドシエでの報告対象でございますが、原則としてドシエ提出の過去10年以内に公表された文献とされています。申請者はドシエ提出の6か月以内に文献検索を実施又は更新し、検査日を報告する必要があります。また、リスク評価機関サイドは、結果の更新を要求することができるものとなっております。

cのステップでございますが、適合性基準に基づく評価対象となる公表文献の選択が行われることになっています。2ステップで、要約記録の迅速評価と、文献全文による詳細評価になります。選択プロセスの記録や検討した公表文献のリストが報告されることになっております。

そしてdのステップですが、申請者がドシエに、ア. リスク評価に参照可能なパラメー

タを提供可能な試験、イ. 補足情報のみを提供可能な試験、ウ. 評価との関連性、適合性を明確に示すことができない試験、この3つの分類をした上で要約が記載されることになります。

アの分類につきましては、信頼性評価について検討がされることとなっております。信頼性評価に当たりましては、既存の分類基準、Klimischの基準などの利用が可能とされております。また、GLP試験でないことを理由に不適合とは判断されないこととされております。

cのステップにおいて評価に参照可能と判断された公表文献はドシエに記載して、申請者から提出する必要があるとされております。

一つ具体的な例が記載されておりまして、クロルピリホスの例でございますが、こちらはジャーナルデータベースの検索結果は1,791件で、次のページになりますが、明らかに不適合が1,316件、詳細評価が必要なものが475件、うちリスク評価との関連性が限定的である可能性のあるものは150件だったといった内容が記載されておりました。

このEFSAガイダンスに従いまして、オーストリア当局などが実施しましたケーススタディに関する2013年のレポートもございますので、御参考まで御報告いたします。

次の（3）になります。こちらの中では、メタラキシルM、メツルフロンメチル、チフェンスルフロンメチルについての報告になっています。

メタラキシルMは、データベースの重複を除いた総数3,838件のうち、関連性のある文献は21件、うち信頼性のある文献は6件、メツルフロンメチル、チフェンスルフロンメチルは関連性のある文献は0件といった結果があったということです。

この信頼性評価は、ToxRtool（エクセルを利用したKlimisch基準に基づく信頼性の評価ツール）を利用したとのことです。このKlimisch基準の概要は、こちらの表に記載しているとおりでございまして、カテゴリー1がGLP適合テストガイドラインに準拠のレベルとして、カテゴリー2が非GLPですが、試験内容結果受入れ可能なものの、カテゴリー3が試験系、被験物質、ばく露経路の妥当性や記載情報の不十分さなどから受入れ不可能なもの、カテゴリー4が試験の詳細不明であり、要約のみ又は二次情報源について、評価不能なものと位置づけられるとされています。

なお、こちらのケーススタディにおいて、ToxRtoolを用いた2人の評価者による結果にはばらつきが認められたという報告もされておりますので、併せて御報告いたします。

参考資料の初めのページに戻りまして、小澤専門委員より、今回事務局から送付いたしました資料1、参考資料について、特段修正をお願いする点はないといったコメントと、EFSAでシステムティックレビューの原則に基づくと書かれていて、実際にはどのように行われているのでしょうか、Googleで「EFSA」と「システムティックレビュー」をキーワードにすると、例えばEFSAガイダンス2010が出てきましたといったコメントを頂戴しております。

事務局としましては、実際にはどのようにということでございましたので、先ほどのク

ロルピリホスや、メタラキシルMなどの例について御紹介させていただきましたけれども、EFSAの2011年のガイダンスや、EFSAの2013年の先ほどのそのケーススタディにおいて実例が紹介されているところでございまして、引き続きそういうものを先生方に共有していくかと思ったらと思っています。

また、先生がおっしゃられたEFSA2010のガイダンスでございますが、こちらは食品や飼料全般の安全性評価におけるシステムティックレビューの適用に関する内容である一方、私のほうから本日御紹介させていただいておりますEFSAの2011年のガイダンスで、農薬の安全性評価におけるシステムティックレビューに特化した内容という関係かと存じているところでございます。

引き続き、農薬第一専門調査会に御所属の先生方にできる限り情報提供させていただく中で、この公表文献のガイダンスの作成を進めさせていただけたらと考えているところでございます。

ここまでが公表文献の取扱いに関する欧米の農薬関係のガイダンスに関する内容でございまして、こうした海外の状況を踏まえて、今回骨子案として示させていただきました案が資料1の別添となります。資料1の別添をお願いいたします。

骨子案でございます。まず1つ目、目的としまして、残留農薬の食品健康影響評価における公表文献の取扱いに関する基本的考え方、手順などを明確化することにより、公表文献の使用に関する一貫性及び透明性の確保に資することを目的としています。

2つ目としまして、基本的考え方を示しておりますが、農薬専門調査会におきましては、食品健康影響評価の要請に当たり、リスク管理機関から提出された公表文献について、公表文献の評価目的との適合性及び結果の信頼性の十分な検討に加え、安全性試験成績やほかの公表文献との整合性も踏まえて総合的に考察することとし、当該評価を行う専門調査会が使用可能と判断した公表文献を食品健康影響評価に用いるといった記載しております。最後のくだりは、指針の記載をもととしております。

3つ目でございますが、検討対象となる公表文献の提出がございます。こちらは、リスク管理機関が行う内容となっておりまして、評価要請にあたり、検討対象となる公表文献そのもののほか、当該公表文献の収集に係る検索条件や各公表文献の評価目的との適合性及び結果の信頼性などについて、整理したリストを提出いただくこととしております。

また、検討対象となる公表文献は、評価目的との適合性、結果の信頼性などに係る基準を満たす必要があるとしております。農薬専門調査会は必要と判断される場合は、追加の公表文献等の提出をリスク管理機関に求める内容も記載しております。

4つ目となりますけれども、公表文献の食品健康影響評価への使用可能性の検討でございます。こちらは農薬専門調査会が行う内容となっておりまして、評価目的との適合性及び結果の信頼性などから、提出された公表文献の評価への使用可能性を検討し、分類するといったものとしています。分類は3種類として、①として定量的データ、②が定性的データ、③が評価に使用できないデータとしております。

この分類に当たっては留意すべき点がございまして、次のページでございますが、テストガイドラインで定めた基準との差異を確認するとともに、被験物質、供試動物、試験設計及び試験結果に関する情報などについて留意して検討を行っていただくとしております。

また、安全性試験成績や他の公表文献の研究結果との整合性や、当該研究結果の毒性学的意義も踏まえて、食品健康影響評価への使用可能性を総合的に判断するといった内容としております。

5つ目となりますけれども、公表文献の食品健康影響評価への使用でございます。4の分類で定量的又は定性的データと判断された公表文献を食品健康影響評価に使用することとし、原則として安全性試験成績と区別して評価書に記載することとし、必要に応じて、研究対象とされた試験分野や得られた知見ごとに複数の情報をまとめて記載することとしております。

6つ目としまして取扱いの見直し、7つ目に参考として海外評価機関等での公表文献の収集整理に当たって、システムティックレビュープロセス及びKlimisch基準を用いた研究結果の信頼性検討が行われている旨を記載する案としています。

骨子案の説明は以上となります。

続きまして、資料の1に戻っていただきましたら幸いです。

ここまで1. の公表文献の取扱いに関して御説明させていただきましたが、もう一つ、農薬第一専門調査会決定文書の作成について御説明させていただいたら幸いです。

2. となりますけれども、指針の第6の2の(3)、こちらも指針において記載のとおりでございますが、毒性試験結果の共通的な解釈が必要となる考え方につきましても、農薬第一専門調査会決定文書を作成することについて審議いただきたいと考えております。

こちらは項目案を以下のとおりお示しさせていただいておりまして、毒性試験の解釈に関して補足する内容としまして、まず総論に毒性の判断に関する考え方、そして毒性を判断する手法、こちらは統計学的解析に関する内容を含むものになると考えております。

また、投与に関連する影響が毒性であるかという点に関して、適応性変化、軽度な変化、毒性の判断が難しい例を挙げております、最後に背景データの利用に対する基本的考え方を項目として挙げております。

また、個別の項目として、血液学的、血液生化学的及び尿検査の正常範囲に対する基本的な考え方や、体重、摂餌量及び臓器重量に対する基本的な考え方と正常範囲についても重要と考えて項目立てしたものとなっております。

こうした項目案を考えているところでございます。

事務局からの説明は以上でございまして、本案につきまして、先ほど御紹介しました小澤専門委員からのコメント以外に、先生方からはコメントをいただいていないところでございます。

こちらの農薬第一専門調査会決定文書の作成について、指針の第5の3関係としましては別添の骨子案、指針第6の2の(3)関係としましては資料1に記載の項目案に沿って

作成することについて御審議をお願いいたします。

○浅野座長

御説明どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明の内容につきまして、御意見、御質問がございましたら、先生方、どうぞお願いいたします。

追加ではありませんか。

小澤先生に御指摘いただいた部分は、大丈夫でしょうか。

○小澤専門委員

ただいま非常に詳細に御説明いただきいて、詳細かつ具体的なプロセスについてお話ししていただいたので、よく分かりました。どうもありがとうございました。

以上です。

○浅野座長

ありがとうございます。

ほかに先生方からありますか。

堀本先生、お願いします。

○堀本専門参考人

特に公表文献に関するところなのですが、非常に詳細な御説明いただきましてよく分かったのですが、今、出された骨子案というのは海外評価機関に比べて遜色ないような内容のものだと思いました。ちょっと教えてほしいのですが、海外の評価体制は、この日本の食品安全委員会と、マンパワーを含めてどのように違うのか。マンパワーをかけて何千という文献をレビューしてというところに関して、言語のことも含めて、事務局としてはどのように考えておられるのか、その辺違いがあるのか、同じような体制でできるのかどうかというところをお聞きしたいと思います。

○永川課長補佐

事務局のほうから現状の状況についてお答えいたします。

リスク評価機関といったもので日本の食品安全委員会があるかと思いますけれども、欧米のリスク評価機関と組織だと人間が同じような状況であるとは思っておりません。

ですので、我々もその人間の中でできる限りというところでやっていくものかとは考えているのですけれども、こちらのガイダンスの骨子案に記載しておりますとおり、私どもはリスク管理機関のほうから公表文献の提出を受けまして、そちらについて先生方に農薬専門調査会の中で使用可能性を検討いただくという流れとなりまして、その検討対象となる公表文献の提出につきましては、こちらの20行目に書いております、評価目的の適合性であったり、結果の信頼性等に係る基準を満たしているものが出てくるといったことになるかと存じております。

ですので、こちらのガイダンスを作つていただく上で、そういったところの、より詳細に基準をお考えいただいて、そもそも評価の対象にもならないようなものは食品安全委員

会には来ないような形とするのも一つの効率的なやり方かなと思いまして、本日リスク管理機関からも小林室長が御出席されていますけれども、リスク管理機関とリスク評価機関が連携して、より適切な評価をしていくといったところかと考えております。

○堀本専門委参考人

ありがとうございます。

○浅野座長

お願ひします。

○小川事務局長

今の堀本委員からの御質問にやや定量的に答えようとするならば、やはり規模は御想像されているとおり、例えば、私はアメリカの知識はございませんので、EFSAの出ているような文献なり規模なりで申し上げれば、我々は職員60名プラス技術参与で約100名ちょっとの規模でやっておりますけれども、その数倍の単位の職員を抱えているという現実があります。

他方で、EFSAの守備範囲が食品だけに限定されず、例えば盆栽のリスク評価とか植物、動物もやっておるので対象範囲が広い。ただ、さらにもう一つ農薬の評価という観点で申し上げると、我々は評価という観点で食安委だけやっていますけれども、EFSAの場合であれば加盟国のそれぞれの評価機関がまた参加してくるので、規模がぐっと大きくなるということで、規模自体は単純に比較すればEFSAのほうが非常に恵まれているといった現状にございます。

○浅野座長

ありがとうございます。

堀本先生よろしいですか。

○堀本専門委参考人

はい。

○浅野座長

ただ、それを実際に日本で行うとすると、いろいろ考えなくてはいけないと思うのですけれども、例えば時系列で海外で評価された内容をかなり参考にできるというような順番のものであれば、人数的にもかなり制限できるのかなと思いますけれども、まだまだそこは考えていいないとこなのですよね。そういうことでよろしいですか。

ほかに、先生方いかがでしょうか。大体、今の御説明で分かりましたでしょうか。

小野先生、いかがですか。

○小野座長代理

全体的には特に質問がございません。個別の実際の進め方は、今議論になっていた体制の問題も含めて、実際に動かしてみないと分からぬ部分というのがあると思うので、実施しつつ方針を少しずつ変えていくという形ではどうかと思います。

以上です。

○浅野座長

ありがとうございます。

まだこれから評価と管理という点でリスク管理機関ともいろいろ相談しながら、どういう形でピックアップしてくるかとか、そういったところも、マンパワーも含めて相談していかなくてはいけないという感じは非常にしています。大切なことなのですけれども、でき得る内容というのが、規模と、堀本先生も気になさっているところと思うのです。その辺はまだまだ詰めなくてはいけないかなと思います。

ほかの先生方はいかがでしょうか。内容に関しては大丈夫ですか。今、内容は永川さんのはうから非常に詳しく、そのとおりというような内容のことを言っていただきましたので、よろしいですかね。

それでは、事務局は本日の議論を踏まえまして、案の修正等を行う必要があれば行った上で、各文書の作成を進めてください。

事務局からほかに何かありますでしょうか。

○永川課長補佐

こちらの議事に関しましては特にございません。

○浅野座長

どうもありがとうございます。

では、こちらの議事につきましては終了となります。

事務局からほかに何かありますでしょうか。

○永川課長補佐

次回のスケジュールになりますけれども、次回の農薬第一専門調査会の予定につきましては、日程及び開催方式等、追って御連絡させていただく形とさせていただけましたら幸いです。

また、次回の農薬第二専門調査会の日程でございますが、11月27日金曜日、農薬第三専門調査会は11月16日月曜日、農薬第四専門調査会は12月11日金曜日、農薬第五専門調査会は10月23日金曜日を予定しております。

以上です。

○浅野座長

どうもありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。大丈夫ですか。

ないようでしたら、本日の農薬第一専門調査会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

以上